

# 四半期報告書

(第3期第3四半期)

自 平成22年4月1日  
至 平成22年6月30日

株式会社あきんどスシロー

大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号

(E21843)

## 表紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

## 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況	5
----------	---

## 第4 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	15
(4) ライツプランの内容	15
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	15
(6) 大株主の状況	15
(7) 議決権の状況	15

2 株価の推移	15
---------	----

3 役員の状況	15
---------	----

第5 経理の状況	16
----------	----

## 1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	17
(2) 四半期損益計算書	19
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	21

2 その他	27
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	28
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【四半期会計期間】	第3期第3四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社あきんどスシロー
【英訳名】	AKINDO SUSHIRO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 豊崎 賢一
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号
【電話番号】	06（6368）1001（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 青木 浩二
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号
【電話番号】	06（6368）1001（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 青木 浩二
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期 第3四半期 累計期間	第3期 第3四半期 累計期間	第2期 第3四半期 会計期間	第3期 第3四半期 会計期間	第2期
会計期間	自平成20年 10月1日 至平成21年 6月30日	自平成21年 10月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成20年 10月1日 至平成21年 9月30日
売上高（千円）	6,656,076	58,440,224	6,656,076	20,537,410	26,722,200
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△809,379	1,157,085	△605,795	480,350	△753,834
四半期（当期）純利益又は純損失 （△）（千円）	△718,842	1,062,591	△515,258	407,645	1,445,410
持分法を適用した場合の 投資利益（千円）	—	—	—	—	—
資本金（千円）	—	—	5,801,000	5,801,000	5,801,000
発行済株式総数（株）					
普通株式	—	—	7,200	7,200	7,200
A種優先株式	—	—	100	100	100
純資産額（千円）	—	—	10,790,698	13,968,522	12,953,706
総資産額（千円）	—	—	37,485,601	31,682,618	29,613,457
1株当たり純資産額（円）	—	—	1,151,485.97	1,592,850.35	1,449,180.39
1株当たり四半期（当期）純利益金額 又は純損失金額（△）（円）	△154,255.74	147,582.10	△82,376.14	56,617.39	269,005.66
潜在株式調整後1株当たり四半期（当 期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	196,074
自己資本比率（％）	—	—	28.8	44.1	43.7
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	△432,422	5,403,700	—	—	△1,723,391
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△14,414,260	△992,034	—	—	△15,168,331
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	22,450,180	△450,448	—	—	14,558,828
現金及び現金同等物の四半期末（期 末）残高（千円）	—	—	13,870,698	7,895,523	3,934,305
従業員数（人）	—	—	876	906	840

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）については、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第2期第3四半期累計期間及び第2期第3四半期会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（円）については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 当社は、平成21年5月31日を効力発生日、当社を存続会社、旧株式会社あきんどスシローを消滅会社とする吸収合併（以下、「本件合併」といいます。）を実施して、旧株式会社あきんどスシローの事業及び一切の権利義務を承継しております。当社は、本件合併前は旧株式会社あきんどスシローの株式等の保有のほか、特段の事業活動を行っていなかったため、第2期事業年度に係る各数値は、主に本件合併後の事業活動に基づくものであります。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な変更はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	906（9,016）
---------	------------

（注）従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイト）は、当第3四半期会計期間の平均人員を1日8時間換算で（ ）内に外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1)生産実績

該当する事項はありません。

#### (2)仕入実績

前第3四半期会計期間及び当第3四半期会計期間の仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	前第3四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		当第3四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
魚介類	2,363,684	70.9	7,254,031	71.4
穀類・麺類	554,270	16.6	1,630,402	16.1
酒類・飲料	200,938	6.0	589,127	5.8
その他	215,918	6.5	683,645	6.7
合計	3,334,812	100.0	10,157,206	100.0

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (3)受注状況

当社は、最終消費者へ直接販売する飲食業を営んでおりますので、受注状況は記載しておりません。

#### (4)販売実績

前第3四半期会計期間及び当第3四半期会計期間の販売実績を事業の品目別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	前第3四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
回転すし (千円)	6,656,076	20,537,410

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 業績の状況

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、失業率の高止まりなどによる個人所得の減少が続き、企業業績は厳しいものの、政府による景気刺激策や海外経済の改善による輸出が増加しており、景気の持ち直しが見受けられます。また、更なる政府の施策による景気回復の後押しにより景気の持ち直しが続くと思われま

す。このような経済環境のもと外食業界においては、依然として個人消費者の節約志向や低価格志向が強く、厳しい状況が続いております。

当社といたしましては、同業他社との価格競争が続くなか、「上本鮪大トロ」・「上本鮪中トロ」・「いくらてんこ盛り」など商品の良さを追求した「極上一貫」ブランドを次々に投入し、価格に対する割安感を演出することで、お客さまから多くのご好評をいただいております。また、様々なテレビ番組・雑誌等に取り上げられたこと、テレビコマーシャルを通じて積極的にPR活動を行ったことから、当社の認知度が向上し、ブランドイメージの浸透を図ることができました。さらに、店舗オペレーションの改善の取り組みとして、タッチパネルやフライヤー設備の導入店舗を拡大し、お客さまへのサービス向上に努めてまいりました。

以上の結果、当第3四半期会計期間の業績は、売上高205億37百万円（前年同期比208.6%増）、営業利益5億29百万円（前年同期は営業損失5億2百万円）、経常利益4億80百万円（前年同期は経常損失6億5百万円）、四半期純利益4億7百万円（前年同期は四半期純損失5億15百万円）になりました。

なお、店舗開発につきましては、首都圏1店舗、中部圏3店舗、近畿圏1店舗の合計5店舗出店した結果、当第3四半期末の店舗数は274店舗（前年同期は265店舗）となりました。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動で得た資金14億79百万円に対し、投資活動で5億91百万円、財務活動で1億20百万円、それぞれ資金を使用した結果、第2四半期会計期間末に比べ7億67百万円増加し、78億95百万円（前年同期比43.1%減）となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間において営業活動で得られた資金は、14億79百万円（前年同期比481.2%増）となりました。これは主に、減価償却費6億78百万円、税引前四半期純利益4億62百万円及びのれん償却費4億61百万円を計上したことによる資金の増加等に対し、その他流動資産2億70百万円が減少したことによる資金の減少等によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間において投資活動で使用した資金は、5億91百万円（前年同期比460.8%増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出4億74百万円、敷金保証金の差入による支出1億24百万円の資金の減少等によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間において財務活動で使用した資金は、1億20百万円（前年同期比146.3%増）となりました。これは主に、リース債務の返済による支出1億18百万円の資金の減少等によるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

「(2) 設備の新設、除却等の計画」に記載した事項を除いては、設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

① 当第3四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、拡充についての重要な変更はありません。

② 当第3四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修について完了したものは次のとおりであります。

所在地	店舗数 (店)	事業形態別 の名称	設備の内容	投資額 (千円)	完成年月	増加能力 (増加客席数) (席)
首都圏	1	回転すし	店舗設備	121,066	平成22年4月	196
中部圏	3	回転すし	店舗設備	333,343	平成22年4月～平成22年6月	588
近畿圏	1	回転すし	店舗設備	92,813	平成22年4月	104
合計	5	—	—	547,223	—	888

(注) 1. 投資額には、敷金および差入保証金47,219千円を含んでおります。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な設備の除却等

当第3四半期会計期間において、該当事項はありません。

(4) 新たに確定された主要な設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000
A種優先株式	100
計	50,100

##### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,200	7,200	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式制度は採用していません。
A種優先株式 (行使価額修正 条項付新株予約 権付社債等)	100	100	同上	(注1～6) なお、単元株式制度は採用していません。
計	7,300	7,300	—	—

#### (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質

A種優先株式は、株価の下落により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式が増加します。

修正の基準、修正の頻度及び取得価額の下限は以下のとおりであります。なお、当社は当第3四半期会計期間において上場していません。

修正の基準：(a) 転換日において当社の普通株式が上場等をしている場合

転換価額は、転換日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日における当社の普通株式を上場している取引所等の終値の平均値

(b) 転換日において当社の普通株式が上場等をしていない場合

転換価額は、以下の算式により算出された額

$$\text{転換価額} = \text{①} - \text{②} - \text{③} + \text{④}$$

①=E B I T D Aに8を乗じて得られる数

②=借入債務残高

③=転換日における計算対象期間の末日におけるA種優先株式取得価額(償還請求権)

に当該転換日における発行済A種優先株式(但しその時点で当社が保有するA種優先株式を除く。)の数を乗じて得られる額

④=現預金等残高

修正の頻度：(a) 転換日において当社の普通株式が上場等をしている場合は、上記30連続取引日の末日後、転換日までの間に、(b) 転換日において当社の普通株式が上場等をしていない場合は、転換日における最終事業年度の末日の翌日以降、転換日までの間に、特定の掲げる事由が発生した場合には、それぞれ転換価額を調整する。

取得価額の下限：875,000円

なお、詳細については、注3のA種優先株式の内容、(8)普通株式を対価とする取得請求権、③転換価額を参照してください。

#### 2. A種優先株式について、取得請求期間の末日より前に全部の取得を可能とする旨の条項の定めの有無

A種優先株式について、取得請求期間の末日より前に全部の取得を可能とする旨の条項の定めがあります。

なお、詳細については、注3のA種優先株式の内容、(7)金銭を対価とする取得条項を参照してください。

#### 3. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① A種優先配当金

当社は、定款第36条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、下記②に定める額の剰余金の配当（以下「A種優先配当金」という。）をする。

② A種優先配当金の額

(a) A種優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額に、剰余金の配当に係る基準日におけるA種優先株式繰延金（以下に定義する。）を加算した金額に、2.0%を乗じて得られる額（1円未満を四捨五入する。）とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、次のいずれかの事由が生じた場合、当該事由が生じた日の属する事業年度の末日以降の日を基準日とするA種優先配当金の額は、A種優先株式1株当たりの払込金額に、剰余金の配当に係る基準日におけるA種優先株式繰延金を加算した金額に、5.0%を乗じて得られる額（1円未満を四捨五入する。）とする。

(i) シニアローン契約（以下に定義する。）に基づき当社が負担する債務（当該金銭債務の借換えに伴い新たに負担する金銭債務を含む。）が完済された場合

(ii) 平成27年9月30日が到来した場合

(c) 上記(a)及び(b)にかかわらず、平成21年9月30日を基準日とするA種優先配当金の額は、A種優先株式1株当たり、上記(a)又は(b)に従い得られる額に、平成21年5月15日（同日を含む。）から平成21年9月30日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365で除して算出した額（1円未満を四捨五入する。）とする。

「A種優先株式繰延金」とは、平成21年5月15日以後、当該日（同日を含む。）までの各事業年度の末日において次の算式に従って計算された額（1円未満を四捨五入する。）の合計額とする。

$$A種優先株式1株当たりの払込金額 \times \{1.08x + (y/365) - 1\}$$

但し、上記算式における「x」及び「y」は、それぞれ平成21年5月15日（同日を含む。）から各事業年度の末日（同日を含む。）までの年数及び日数とする。

「シニアローン契約」とは、借入人としての当社、貸付人としての株式会社みずほ銀行、株式会社あおぞら銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行並びにアドミニストレーション・エージェンツ兼セキュリティ・エージェンツ兼ファシリティー・エージェンツとしての株式会社みずほ銀行の間で締結された平成20年11月11日付金銭消費貸借契約（その後の変更を含む。）をいう。「貸付人」とは、シニアローン契約に定める貸付人をいい、本要項作成日においては、株式会社みずほ銀行、株式会社あおぞら銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行とする。なお、本要項において、貸付人の意思決定は、シニアローン契約における多数貸付人の意思結集の結果に従う（但し、本要項に基づいて貸付人の承諾を取得すべき場合、貸付人のエージェンツからかかる承諾を取得することにより、貸付人の承諾が取得されたものとみなす。）。

③ 累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当（以下に定めるA種累積未払配当金の配当を除く。）の額の合計額が、A種優先株式1株につき当該事業年度に係るA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、A種優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当に先立ち、A種優先株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して剰余金の配当をする。

④ 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金の合計額を超えて剰余金の配当をしない。

(2) 残余財産の分配

① 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、(i) A種優先株式1株当たりの払込金額、(ii) A種累積未払配当金、(iii) 残余財産の分配をする日の属する事業年度の直前の事業年度の末日におけるA種優先株式繰延金、(iv) 残余財産の分配をする日を日割計算基準日（以下に定義する。）とするA種優先配当金日割計算額（以下に定義する。）及び、(v) 残余財産の分配をする日を日割計算基準日とするA種優先株式繰延金日割計算額（以下に定義する。）の合計額を支払う。

「日割計算基準日」とは、残余財産の分配をする日又は償還請求権（以下に定義する。）若しくは償還条項（以下に定義する。）に従いA種優先株式を取得する日であって、A種優先株式繰延金日割計算額及びA種

優先配当金日割計算額の計算の基準となる一定の日をいう。

「A種優先配当金日割計算額」とは、日割計算基準日の属する事業年度の末日を基準日として支払われるべきA種優先配当金の額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から日割計算基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365 で除して算出した額（1円未満を四捨五入する。）をいう。

「A種優先株式繰延金日割計算額」とは、次の算式に従って計算された額（1円未満を四捨五入する。）をいう。

$$(\text{払込金額} + \text{日割計算基準日の属する事業年度の直前の事業年度の末日におけるA種優先株式繰延金}) \times \{1.08 (x/365) - 1\}$$

但し、上記算式における「x」は、日割計算基準日の属する事業年度の直前の事業年度の末日の翌日（同日を含む。）から日割計算基準日（同日を含む。）までの日数とする。

②A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 種類株主総会の決議事項

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合に、法令又は当社定款に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

①当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

②当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(6) 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

①取得請求権

A種優先株主は、平成27年10月1日以降いつでも（但し、シニアローン契約に基づき当社が貸付人に対して負担する現在及び将来の債務（以下「シニアローン債務」という。）の完済前の行使については、貸付人の事前の書面による承諾があることを条件とする。）、当社に対し、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「償還請求権」という。）、当社は、A種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して下記②に定める額（以下「A種優先株式取得価額（償還請求権）」という。）の金銭を交付する。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から償還請求権の行使があった場合、取得すべきA種優先株式は償還請求権の行使がされたA種優先株式の数に応じて按分比例の方法により決定する。

②A種優先株式取得価額（償還請求権）

A種優先株式取得価額（償還請求権）は、A種優先株式1株につき、(i) A種優先株式1株あたりの払込金額、(ii) A種累積未払配当金、(iii) 償還請求権に従いA種優先株式を取得する日の属する事業年度の直前の事業年度の末日におけるA種優先株式繰延金、(iv) 償還請求権に従いA種優先株式を取得する日を日割計算基準日とするA種優先配当金日割計算額、及び、(v) 償還請求権に従いA種優先株式を取得する日を日割計算基準日とするA種優先株式繰延金日割計算額の合計額とする。

(7) 金銭を対価とする取得条項（償還条項）

①取得条項

当社は、平成27年10月1日以降いつでも（但し、シニアローン債務の完済前の行使については、貸付人の事前の書面による承諾があることを条件とする。）、取締役会が別に定める日の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし（以下「償還条項」という。）、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して下記②に定める額（以下「A種優先株式取得価額（償還条項）」という。）の金銭を交付する。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

②取得価額

A種優先株式取得価額（償還条項）は、A種優先株式1株につき、(i) A種優先株式1株あたりの払込金額、(ii) A種累積未払配当金、(iii) 償還条項に従いA種優先株式を取得する日の属する事業年度の直前の事業年度の末日におけるA種優先株式繰延金、(iv) 償還条項に従いA種優先株式を取得する日を日割計算基準日とするA種優先配当金日割計算額、及び、(v) 償還条項に従いA種優先株式を取得する日を日割計算基準日とするA種優先株式繰延金日割計算額の合計額に、償還条項に従いA種優先株式を取得する日に応じて下記係数を乗じて得られる額とする。

償還条項に従いA種優先株式を取得する日係数

平成22年5月15日まで 1.03

平成23年5月15日まで 1.02

平成24年5月15日まで 1.01

平成24年5月16日以降 1.00

(8) 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

①取得請求権

A種優先株主は、次のいずれかの事由が生じた後、いつでも、当社に対し、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「転換請求権」という。）、当社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、当該A種優先株主に対して下記②に定める数（以下「交付普通株式数」という。）の普通株式を交付する。

(a) シニアローン債務が完済された場合又はシニアローン契約に従った貸付人の事前の書面による承諾がある場合であって、かつ、平成28年9月末日までに償還請求権が行使されないA種優先株式がある場合

(b) 貸付人の事前の書面による承諾を得て当社の普通株式が上場等（金融商品取引所への上場又は店頭売買有価証券市場への登録をいう。以下同じ。）した場合

②交付される普通株式の数

交付普通株式数は、A種優先株式取得価額（償還請求権）を、下記③に定める転換価額で除して得られる数とする。なお、交付普通株式数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

③転換価額

(a) 転換日において当社の普通株式が上場等をしている場合

転換請求権に従いA種優先株式を取得する日（以下「転換日」という。）において当社の普通株式が上場等をしている場合、転換価額は、転換日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日における当社の普通株式を上場等している金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入するものとし、当該額が875,000円（但し、A種優先株式発行後に下記(c)に基づく調整の原因となる事由が発生した場合は、下記(c)に準じて調整されるものとし、以下「下限転換価額」という。）を下回る場合は、転換価額は下限転換価額とする。なお、上記30連続取引日の間に下記(c)に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該30連続取引日の当社の普通株式を上場等している金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。）は当該事由を勘案して調整されるものとする。

(b) 転換日において当社の普通株式が上場等をしていない場合

転換日において当社の普通株式が上場等をしていない場合、転換価額は、以下の算式により算出された額とする。但し、当該額が下限転換価額を下回る場合は、転換価額は下限転換価額とする。

$$\text{転換価額} = \text{①} - \text{②} - \text{③} + \text{④}$$

転換前発行済普通株式数（以下に定義する。）

①＝EBITDA（以下に定義する。）に8を乗じて得られる数

②＝借入債務残高（以下に定義する。）

③＝転換日における計算対象期間（以下に定義する。）の末日におけるA種優先株式取得価額（償還請求権）に当該転換日における発行済A種優先株式（但しその時点で当社が保有するA種優先株式を除く。）の数を乗じて得られる額

④＝現預金等残高（以下に定義する。）

「計算対象期間」とは、当社の事業年度を3月ごとに区分した各期間の末日のうち、転換日の1か月前の応当日の直前に到来した日の前1年間をいう。

「EBITDA」とは、以下の算式により算出された額とする。

EBITDA＝営業利益＋減価償却費＋（退職給与）引当金の増（減）＋長期前払費用償却費＋ソフトウェア償却費＋繰越消費税償却費＋営業権償却費（のれん償却又は連結調整勘定償却を含み、かつ費用計上されている場合）

但し、「営業利益」、「減価償却費」、「（退職給与）引当金」、「長期前払費用償却費」、「ソフトウェア償却費」、「繰越消費税償却費」、「営業権償却費（のれん償却又は連結調整勘定償却を含み、かつ費用計上されている場合）」は、それぞれ当社が計算対象期間について作成した連結月次試算表（連結子会社が存しない場合には単体の月次試算表。以下同じ。）から算出される額をいう（但し、当社を存続会社とする株式会社あきんどスシローとの合併の効力発生日より前については、株式会社あきんどスシローが計算対象期間について作成した連結月次試算表から算出される額をいう。）。

「借入債務残高」とは、計算対象期間の末日における当社の金融機関からの借入れ（リース債務を除

く。)に係る元本債務の合計額をいう。

「現預金等残高」とは、計算対象期間の末日における財政状態を表示した連結貸借対照表（連結子会社が存しない場合には単体の貸借対照表。以下同じ。）又はこれに類するものに記載された現金、現金同等物及び有価証券の価額の合計額をいう。

「転換前発行済普通株式数」とは、計算対象期間の末日における普通株式の発行済株式総数（当社が保有する普通株式を除く。）をいう。

(c) 転換価額の調整

(i) (a) 転換日において当社の普通株式が上場等をしている場合は、上記30連続取引日の末日後、転換日までの間に、(b) 転換日において当社の普通株式が上場等をしていない場合は、転換日における最終事業年度の末日の翌日以降、転換日までの間に、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。調整後の転換価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、転換価額を調整する。調整後の転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③ 調整前の転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式、新株予約権その他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(c)において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、転換価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数及び処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left[ \begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数)} \\ \text{— 当社が保有する普通株式の数} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前転換価額}} \right]}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数—当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

但し、本③による転換価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われぬ。

④ 調整前の転換価額を下回る価額をもって、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権その他の証券を発行又は処分する場合（株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。）、発行又は処分される株式、新株予約権その他の証券の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本④による転換価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で

発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

- ⑤行使することにより、調整前の転換価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による転換価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。
- (ii) 上記(i)に掲げた事由によるほか、下記①ないし④のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- ①会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ②上記①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要と当社が合理的に判断するとき。
- ③上記(i)の④に定める株式、新株予約権その他の証券につきその取得により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権その他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。
- ④上記(i)の⑤に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (iii) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- (iv) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額にこの差額を加除した額を使用する。
- (v) 転換価額調整式で使用する発行済普通株式の数又は当社が保有する普通株式の数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合であって、転換日において当社の普通株式が上場等をしている場合は、調整後の転換価額の適用日の前月末日における当社の発行済普通株式の数又は当社が保有する普通株式の数とする。
- (vi) 転換価額の調整の原因となる事実を当社が決定した場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額及び適用の日を通知する。

#### (9) 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得することについては、当社の取締役会による承認を要する。

#### (10) 会社法第322条2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条2項に規定する定款の定めはありません。

#### (11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

4. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
所有者との間の取決めはありません。
5. 当社の株券の売買に関する事項について所有者との間の取決めの内容  
所有者との間の取決めはありません。
6. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と提出者の特別利害関係者等との取決め内容  
所有者との間の取決めはありません。
7. その他投資者の保護を図るため必要な事項  
上記記載内容以外に別段の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (単元株制度は採用しておりません。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	184
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,250,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年5月15日 至 平成31年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 625,000 資本組入額 625,000
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。))又は株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)) (以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイ、ニ又はホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権で、本項第(1)号から第(7)号に定める内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて対象株式数を乗じた額として決定する。承継新株予約権の行使価額、当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額に準じて決定し以下に準じた調整がなされるものとする。

① 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。))」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。))」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- (b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (c) 調整前の行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式、新株予約権その他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(1)において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、行使価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数及び処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

但し、本(c)による行使価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

- (d) 調整前の行使価額を下回る価額をもって、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権その他の証券を発行又は処分する場合（株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。）、発行又は処分される株式、新株予約権その他の証券の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして、行使価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の行使価額とする。調整後の行使価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本(d)による行使価額の調整は、ストック・オプションには適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

- (e) 行使することにより、調整前の行使価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、行使価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の行使価額とする。調整後の行使価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本(e)による行使価額の調整は、ストック・オプションには適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。

- ②上記①に掲げた事由によるほか、下記(a)ないし(d)のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (a) 会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - (b) 上記(a)のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要と当社が合理的に判断するとき。
  - (c) 上記(1)の(d)に定める株式、新株予約権その他の証券につきその取得により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権その他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。
  - (d) 上記(1)の(e)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- ③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ④ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額にこの差額を加除した額を使用する。
- ⑤ 行使価額調整式で使用する発行済普通株式の数又は当社が保有する普通株式の数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合であって、転換日において当社の普通株式が上場等（金融商品取引所への上場又は店頭売買有価証券市場への登録をいう。）をしている場合は、調整後の行使価額の適用日の前月末日における当社の発行済普通株式の数又は当社が保有する普通株式の数とする。
- ⑥ 行使価額の調整の原因となる事実を当社が決定した場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権の新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知する。
- (5) 承継新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	7,300	—	5,801,000	—	5,699,000

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、次のとおりであります。

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	(A種優先株式) 100	—	(1) 株式の総数等②発行済株式の(注)を参照してください。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	(普通株式) 7,200	7,200	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	(普通株式) 7,200 (A種優先株式) 100	—	—
総株主の議決権	—	7,200	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

該当事項はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）並びに当第3四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	※2 7,895,523	※2 3,934,305
食材及び貯蔵品	500,675	519,312
その他	1,767,779	1,473,705
流動資産合計	10,163,978	5,927,323
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	※1 5,560,024	※1 5,884,225
構築物(純額)	※1 884,191	※1 978,522
機械及び装置(純額)	※1 663,215	※1 826,728
工具、器具及び備品(純額)	※1 1,366,759	※1 1,744,710
その他(純額)	※1 329,096	※1 142,749
有形固定資産合計	8,803,287	9,576,936
無形固定資産		
のれん	3,392,910	4,778,824
その他	222,380	239,271
無形固定資産合計	3,615,291	5,018,096
投資その他の資産		
繰延税金資産	3,882,314	3,813,100
敷金及び保証金	4,422,378	4,373,527
その他	865,169	973,374
貸倒引当金	△69,800	△68,900
投資その他の資産合計	9,100,061	9,091,101
固定資産合計	21,518,640	23,686,133
資産合計	31,682,618	29,613,457
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,498,587	1,398,490
1年内返済予定の長期借入金	2,000,000	1,000,000
未払金	2,703,581	2,151,859
未払法人税等	272,598	100,736
賞与引当金	278,843	330,650
役員賞与引当金	—	3,450
その他	1,090,418	657,621
流動負債合計	7,844,029	5,642,808
固定負債		
長期借入金	8,850,139	9,890,139
役員退職慰労引当金	11,038	3,791
その他	1,008,890	1,123,011
固定負債合計	9,870,067	11,016,942
負債合計	17,714,096	16,659,751

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,801,000	5,801,000
資本剰余金	5,699,000	5,699,000
利益剰余金	2,488,387	1,445,404
株主資本合計	13,988,387	12,945,404
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△19,865	8,302
評価・換算差額等合計	△19,865	8,302
純資産合計	13,968,522	12,953,706
負債純資産合計	31,682,618	29,613,457

(2) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)
売上高	6,656,076	58,440,224
売上原価	3,421,115	29,044,718
売上総利益	3,234,961	29,395,505
販売費及び一般管理費	* 3,826,344	* 28,033,869
営業利益又は営業損失 (△)	△591,382	1,361,636
営業外収益		
受取利息	3,115	26,906
受取配当金	5,900	6,800
受取補償金	4,730	—
受取手数料	4,380	77,054
その他	3,345	28,324
営業外収益合計	21,471	139,086
営業外費用		
支払利息	187,760	258,367
支払手数料	50,929	59,295
その他	778	25,974
営業外費用合計	239,468	343,637
経常利益又は経常損失 (△)	△809,379	1,157,085
特別損失		
店舗閉鎖損失	6,528	21,757
減損損失	—	91,917
特別損失合計	6,528	113,674
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 (△)	△815,908	1,043,410
法人税、住民税及び事業税	19,000	176,000
法人税等調整額	△116,065	△195,181
法人税等合計	△97,065	△19,181
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	△718,842	1,062,591

## 【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	6,656,076	20,537,410
売上原価	3,421,115	10,144,232
売上総利益	3,234,961	10,393,178
販売費及び一般管理費	* 3,737,132	* 9,864,032
営業利益又は営業損失(△)	△502,170	529,145
営業外収益		
受取利息	2,977	8,941
受取配当金	5,900	5,900
受取補償金	4,730	—
受取手数料	4,380	23,464
その他	3,345	9,296
営業外収益合計	21,333	47,602
営業外費用		
支払利息	105,081	74,798
支払手数料	19,098	19,098
その他	778	2,501
営業外費用合計	124,958	96,397
経常利益又は経常損失(△)	△605,795	480,350
特別損失		
店舗閉鎖損失	6,528	17,820
特別損失合計	6,528	17,820
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	△612,324	462,530
法人税、住民税及び事業税	19,000	54,000
法人税等調整額	△116,065	885
法人税等合計	△97,065	54,885
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△515,258	407,645

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 (△)	△815,908	1,043,410
減価償却費	245,154	2,001,030
減損損失	—	91,917
のれん償却額	302,075	1,385,913
支払手数料	50,929	59,295
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	82,600	900
賞与引当金の増減額 (△は減少)	229,797	△51,806
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	△3,450
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	875	7,246
受取利息及び受取配当金	△9,015	△33,706
支払利息	187,760	258,367
敷金及び保証金の家賃相殺額	16,326	144,823
固定資産除却損	—	4,161
たな卸資産の増減額 (△は増加)	86,303	18,636
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△5,301	△138,399
仕入債務の増減額 (△は減少)	△89,558	100,097
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△172,706	782,859
その他の固定負債の増減額 (△は減少)	249	△3,196
その他	△452,000	19,108
小計	△342,420	5,687,210
利息及び配当金の受取額	6,037	7,819
利息の支払額	△95,593	△189,000
支払手数料の支払額	—	△2,000
法人税等の支払額	△446	△100,328
営業活動によるキャッシュ・フロー	△432,422	5,403,700
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△84,738	△757,469
無形固定資産の取得による支出	△157,079	△20,744
関係会社株式の取得による支出	△14,171,660	—
敷金及び保証金の差入による支出	△929	△243,815
敷金及び保証金の回収による収入	147	29,995
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,414,260	△992,034
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	11,000,000	—
短期借入金の返済による支出	△11,000,000	—
長期借入れによる収入	11,000,000	—
長期借入金の返済による支出	—	△40,000
株式の発行による収入	11,499,000	—
リース債務の返済による支出	△48,812	△373,712
配当金の支払額	△6	△19,664
合併交付金の支払額	—	△17,070
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,450,180	△450,448
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7,603,497	3,961,217
現金及び現金同等物の期首残高	1,000	3,934,305
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	6,266,200	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 13,870,698	※ 7,895,523

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の減価償却費の算定方法は、定率法を採用している資産について、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法としております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成21年9月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、2,893,463千円です。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、955,452千円です。
※2 担保資産 担保に供されている資産で、会社の事業の運営において重要なものであり、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。 <div style="text-align: right;">預金 7,298,807千円</div>	※2 担保資産 <div style="text-align: right;">預金 3,421,816千円</div>

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。
雑給 1,308,102千円 賞与引当金繰入額 229,797千円 役員退職慰労引当金繰入額 875千円 減価償却費 240,699千円 貸倒引当金繰入額 82,600千円 のれん償却費 302,075千円	雑給 11,767,748千円 賞与引当金繰入額 544,180千円 役員退職慰労引当金繰入額 8,218千円 減価償却費 1,980,914千円 貸倒引当金繰入額 25,120千円 のれん償却費 1,385,913千円

前第3四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。
雑給 1,308,102千円 賞与引当金繰入額 229,797千円 役員退職慰労引当金繰入額 875千円 減価償却費 240,699千円 貸倒引当金繰入額 82,600千円 のれん償却費 302,075千円	雑給 4,195,632千円 賞与引当金繰入額 216,686千円 役員退職慰労引当金繰入額 2,650千円 減価償却費 671,176千円 貸倒引当金繰入額 900千円 のれん償却費 461,971千円

## (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (千円)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 13,870,698	現金及び預金勘定 7,895,523
現金及び現金同等物 13,870,698	現金及び現金同等物 7,895,523

## (株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年6月30日)及び当第3四半期累計期間(自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	7,200株
A種優先株式	100株

## 2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	184株
新株予約権の四半期会計期間末残高	—

## 4. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年12月15日 定時株主総会	A種株式	19,607千円	196,074円	平成21年9月30日	平成21年12月16日	利益剰余金

## (有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年6月30日)

その他有価証券で時価のあるものについては、会社の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

## (持分法損益等)

当第3四半期会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

## (ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

ストック・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成21年9月30日)
1株当たり純資産額 1,592,850円35銭	1株当たり純資産額 1,449,180円39銭

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 154,255円74銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 147,582円10銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額又は1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△718,842	1,062,591
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△718,842	1,062,591
期中平均株式数(株)	4,660	7,200

前第3四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 82,376円14銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 56,617円39銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額又は1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△515,258	407,645
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△515,258	407,645
期中平均株式数(株)	6,255	7,200

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間  
(自 平成22年4月1日  
至 平成22年6月30日)

1. 第2回ストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、平成22年6月30日開催の臨時株主総会及び平成22年8月2日開催の取締役会において、会社法第236条及び第238条に基づき、当社取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権の募集要項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者を募集いたしました。その主な内容は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の引受者及び人数並びにその数

当社取締役 1名 40個

当社従業員 34名 127個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 167株

(3) 新株予約権の割当日

平成22年8月16日

(4) 新株予約権の発行価格

新株予約権1個当たり 580,000円

(5) 新株予約権の行使期間

平成22年8月16日から平成29年8月15日まで

(6) 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権1個当たり 1,500,000円

(7) 新株予約権の行使による資本組入額

新株予約権1個当たり 750,000円

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、以下のいずれかに該当する場合に限り、新株予約権を行使できる。但し、下記②に定める場合はこの限りでない。

(i) 当社の普通株式が上場等（金融商品取引所への上場又は店頭売買有価証券市場への登録をいう。）した場合

(ii) 当社の普通株主であるPacific Fisheries, L.P.及びAtlantic Fisheries, L.P.（以下「本件普通株主」と総称する。）がその保有する当社の普通株式の全部又は一部を第三者に売却する旨の契約が締結され、かつ、当社、本新株予約権者及び本件普通株主との間で締結する新株予約権割当契約に従い、本件普通株主が新株予約権者に対して本件普通株主の指定する数の新株予約権の行使を請求する旨の書面による通知を行った場合

② 本新株予約権者（(ii)の場合においてはその相続人）は、以下の事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。

(i) 本新株予約権者が当社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合

(ii) 本新株予約権者が死亡した場合

(iii) 本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、若しくは自らこれを申し立てた場合

(iv) 本新株予約権者が、当該者に適用される当社の社内規程に違反する行為を行ったと当社取締役会が判断した場合

(v) 本新株予約権者が、当該者の従業員の地位について適用される又は仮に従業員の地位を有するとすれば適用される、当社の就業規則第73条（減給、出勤停止、降格、諭旨解雇）又は第74条（懲戒解雇）の各号の一に相当する行為を行ったと当社取締役会が判断した場合

(vi) 本新株予約権者に不正行為又は職務上の義務違反若しくは懈怠があった場合

(vii) 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等のアドバイザー又は役員その他経営管理にあたる地位に就任することを含む。）を行った場合

(viii) 新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社、本新株予約権者及び本件普通株主との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより本新株予約権者が違反した場合

③ 一個の新株予約権の一部を行使することはできない。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。

当第3四半期会計期間  
(自 平成22年4月1日  
至 平成22年6月30日)

2. 第3回ストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、平成22年6月30日開催の臨時株主総会及び平成22年8月2日開催の取締役会において、会社法第236条及び第238条に基づき、当社取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権の募集要項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者を募集いたしました。その主な内容は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の引受者及び人数並びにその数

当社取締役 1名 46個

当社従業員 34名 131個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 177株

(3) 新株予約権の割当日

平成22年8月16日

(4) 新株予約権の発行価格

新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成22年8月16日から平成29年8月15日まで

(6) 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権1個当たり 2,250,000円

(7) 新株予約権の行使による資本組入額

新株予約権1個当たり 1,125,000円

(8) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、以下のいずれかに該当する場合に限り、新株予約権を行使できる。但し、下記②に定める場合はこの限りでない。

(i) 当社の普通株式が上場等（金融商品取引所への上場又は店頭売買有価証券市場への登録をいう。）した場合

(ii) 当社の普通株主であるPacific Fisheries, L.P.及びAtlantic Fisheries, L.P.（以下「本件普通株主」と総称する。）がその保有する当社の普通株式の全部又は一部を第三者に売却する旨の契約が締結され、かつ、当社、本新株予約権者及び本件普通株主との間で締結する新株予約権割当契約に従い、本件普通株主が新株予約権者に対して本件普通株主の指定する数の新株予約権の行使を請求する旨の書面による通知を行った場合

②本新株予約権者（(ii)の場合においてはその相続人）は、以下の事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。

(i) 本新株予約権者が当社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合

(ii) 本新株予約権者が死亡した場合

(iii) 本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、若しくは自らこれを申し立てた場合

(iv) 本新株予約権者が、当該者に適用される当社の社内規程に違反する行為を行ったと当社取締役会が判断した場合

(v) 本新株予約権者が、当該者の従業員の地位について適用される又は仮に従業員の地位を有するとすれば適用される、当社の就業規則第73条（減給、出勤停止、降格、諭旨解雇）又は第74条（懲戒解雇）の各号の一に相当する行為を行ったと当社取締役会が判断した場合

(vi) 本新株予約権者に不正行為又は職務上の義務違反若しくは懈怠があった場合

(vii) 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等のアドバイザー又は役員その他経営管理にあたる地位に就任することを含む。）を行った場合

(viii) 新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社、本新株予約権者及び本件普通株主との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより本新株予約権者が違反した場合

③ 一個の新株予約権の一部を行使することはできない。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。

(リース取引関係)  
当第3四半期会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)  
該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

株式会社あきんどスシロー

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡部 健 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 平岡 義則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社あきんどスシローの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第2期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社あきんどスシローの平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月12日

株式会社あきんどスシロー

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡部 健 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 平岡 義則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社あきんどスシローの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第3期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社あきんどスシローの平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。